

働き方改革推進支援助成金（コース共通（団体推進コースを除く））
よくあるご質問について

1 申請事業主の要件等

問1 NPO法人は支給対象となりますか。
また、中小企業事業主の範囲について、資本金・出資金の該当がなくとも全体労働者数が該当すれば対象となりますか。

（答）

支給要領第1の1に定める要件を満たす事業主が対象となり、中小企業事業主の範囲は、「資本金又は出資」の概念がない場合、「常時使用する労働者の数」のみで判断することになります。

問2 医療法人、社会福祉法人が中小企業に該当するかの判断にあたって、基本金を資本金とみなしてよいですか。

（答）

基本金は資本金には該当しませんので、「資本金又は出資」の概念がない場合、「常時使用する労働者の数」のみで判断することになります。

問3 「常時使用する労働者」の定義について教えてほしい。

（答）

「常時使用する労働者の数」については、労働保険の常時使用労働者数で使用している数に準拠して記入してください。

なお、従前より、常態として使用する短時間労働者（パート労働者等）も常時使用する労働者数に含めることとしております。

問4 常時10人未満の労働者を使用する事業場の場合、年次有給休暇が10日以上付与されている者の年次有給休暇管理簿を提出させることとしているが、労働者全員が発生日数10日未満の場合、提出は不要となりますか。

（答）

年次有給休暇10日以上与えられた労働者が不在ではありますが、労働基準法施行規則第24条の7に基づく「時季、日数及び基準日」欄が設けられているフォーマットの提出を求めて下さい。

2 事業実施期間、成果目標等

問5 様式第1号別添「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」の1の(2)「労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任」について、小規模な事業場で、労働者は全員短時間勤務であり、窓口担当者として適任者がいないことから、代表取締役自身が担当することでも良いでしょうか。

(答)

本件の場合は、代表取締役自身が担当することで差し支えありません。

問6 当初の事業実施計画から設置工事の変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費用については助成対象となりますか。

(答)

交付申請時の見積取得時において、当該費用についても見積額に盛り込んでおくべきであったものについては助成対象外と考えます。

なお、事業費が増額され、交付決定額（交付決定通知書に記載した「助成金の額」）を超える金額の支給を受けたい場合は、事業実施計画の変更申請が必要となります。

問7 支給申請書の提出について「事業が終了したときは、第8条の事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日又は～」とあるが、事業実施計画において指定した事業実施期間よりも早期に事業が終了した際は、その日から支給申請可能としてよろしいでしょうか。

なお、「第8条の事業実施予定期間の最終日から起算して30日後」を超えては受け付けてもらえないが、「労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる」場合とは、どのような場合になるのか。

(答)

申請事業主が指定した事業実施予定期間中であっても、「事業が終了したとき」は、すぐに支給申請手続に入って差し支えありません。

交付要綱第13条第2項の「労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる」の規定が使用できる場合としては、天災事変等により事業主の責めに帰すことができないような特殊なケースを想定しているが、具体的には個別事案ごと労働局長の判断に委ねられている。

問8 補助率3/4又は補助率4/5について、どの時点での労働者数を用いて補助率を判定したらよいでしょうか。

(答)

交付申請時点での労働者数で判断します。

問9 労働時間短縮・年休促進支援コースにかかる交付申請を行い、時間単位年休の規定を新たに導入することを成果目標とした事業場において、就業規則には時間単位年休にかかる規定はなく、労使協定も締結していないにもかかわらず、実態として、労使協定がないのに時間単位年休制度を運用するといった、労働基準法違反の状況であった場合に、当該事業場は「成果目標に時間単位年休の規定を新たに導入すること」を選択できる事業場に該当するか。

(答)

本件は、交付要綱（別紙）2（3）の対象外の事由にはいずれにも該当しないことから、外形上は対象となりそうですが、しかしながら、一方で、仮に「事業主が労働基準法を遵守して時間単位の年休について労使協定等を適正に締結していた場合には支給対象とはならない」という取扱いとの均衡が考えた場合、本件のように法を遵守していなかった者が支給対象となるというのは決して妥当な結論とは言えません。

したがって、本件のような場合は、「時間単位の年休を新たに導入すること」には該当しないものと判断され、当該成果目標の設定は認められません。

問10 「賃金引上げの達成時の加算額」の考え方に関して、対象労働者の賃金に「歩合給」が含まれている場合の引き上げ率の判断はどのように行うべきなのでしょうか。

以前「最低賃金の計算の方法で時間給を算出する」とご回答いたしておりますが、交付申請の段階での「現状の賃金額」と「引き上げ（予定）額」、支給申請時の段階での「引き上げ後の賃金額」、様式第9号の2の「対象期間中（改定後の賃金支払い日から6か月間）の賃金額」について、それぞれの時期の直近の1月分の賃金額で判断すべきなのでしょうか。

(答)

歩合給の算出方法については、業務改善助成金のQ&A問9にあるとおりに取り扱って頂きたい。また、歩合給に毎月変動がある場合、少なくとも6

月間どの月も3又は5%以上賃金が上がっていないと成果目標未達成になるので、その点にご留意して下さい。

なお、参考に本省賃金課のHPに「特設サイト」があり、最賃の計算方法のケーススタディが掲載してありますので、ご参照下さい。

https://pc.saiteichingin.info/point/page_point_check.html

交付要綱第12条第2項に記載の「様式第9号の2」の提出時期は、6か月に引き上げられた賃金を支払った日から起算して30日以内でありまして、6か月分の賃金台帳を添付することとなります。

3 事業で認められる経費等

問11 申請後、交付決定前に納品された機器等は助成の対象となりますか。

(答)

支給対象となる経費は交付決定の日から事業実施期間中に実施された事業に係る経費となりますので、交付決定前に納品された機器等については対象となりません。

問12 交付決定前に機器の発注を行っても良いですか。

(答)

交付決定前に申請事業主が行えるのは見積もりまでであり、売買契約や発注は認められません。

問13 事業実施期間終了後に支払った経費についても助成対象になりますか。

(答)

助成対象経費の範囲は、事業を実施するために、交付決定日から支給申請日までに実際に支出した経費となります(支給要領第1の2(2))。

問14 事業実施予定期間を7~9月に設定したケースで、1年契約のリース料金などで前払いしている場合、事業実施予定期間後の10~11月分の利用料は助成対象となりますか。

(答)

サービス利用契約等については、交付決定の日から事業実施予定期間終了日までの経費が助成対象となります。

したがって、事業実施期間終了後の10~11月分の利用料は助成対象外となります。

問 1 5 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」を実施するにあたって、分割払いをする際の手数料は助成対象となりますか。

(答)

分割払いにおける手数料、金利等については助成対象とはなりません。

問 1 6 外部専門家によるコンサルティングの改善事業について、外部専門家の要件として、国家資格の所持は必須となるか。

(答)

資格の有無に関わらず外部専門家に該当しますが、コンサルティングの実施に当たっては、個々の労働者についてアンケートを実施するなどにより実態を把握し、問題点を分析したうえで、問題の解決に必要な改善措置を必ず実施することとしており、当該措置が実施されていない場合には助成対象外となります。

問 1 7 新たに就業規則を作成する際、または、就業規則の改正をする際に、その内容に成果目標の達成に関するものでない事項（たとえば退職手当に係る規程等）も規定する場合、当該部分は助成対象となりますか。

(答)

成果目標の達成に向けた規定の導入・変更が含まれない就業規則等の作成・変更のみの場合は助成対象となりません。

問 1 8 人材確保に向けた取組として、自社のホームページをリニューアルし、求人応募ページを刷新したいと考えています。

従来から応募フォームはあっても、求職者が応募したいと思わせるような会社概要・特色・求人応募欄にリニューアルすることは、人材確保に向けた取組と考えるので、新規作成だけでなくリニューアルも助成対象になると考えてよいですか。

(答)

本件の場合は、助成対象となる取組と考えます。

問 1 9 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」について、「オフィスのエアコンの更新」は対象となりますか。

(答)

「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当するか否かは、労働者が直接行う業務負担を軽減する、または生産性向上により労働時間の縮減に資する設備・機器等かどうかで判断することとなります。

不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした設備・機器の導入は対象とならないため、一般的にはオフィスのエアコンの更新は助成対象外になると考えます。

問20 助成対象外となる「乗用自動車等」に該当するか否かは、何で判断しますか。

(答)

「乗用自動車等」に該当する否かについては、自動車検査証（車検証）の「用途」欄の記載により確認することとしています。

問21 作業効率を上げるため、PCのモニターを1台増やして「デュアルモニター」とする場合、PCのキーボード、マウス操作等労働者がPC操作において直接行う業務負担を軽減させうるものと判断されるため、労働能率の増進に資する機器に該当すると考えてよいですか。

(答)

本件の場合は、労働能率の増進に資する機器に該当する取組であると考えます。

なお、この場合のPCのモニターは、あくまで「モニター」であり、パソコンを1台増やす場合は、助成対象外となります。

問22 助成対象経費に労務管理用機器の購入に際する送料が含まれますか。

(答)

労務管理用機器の購入に際してかかる送料は、支給要領別紙「事業で認められる経費」の「機械装置等購入費」にある「機器・設備類の設置、撤去等の費用」に含めて差し支えありません。

問23 書類の保管場所の追加、商談スペースの確保等による労働時間短縮に向けて事務所横へ家屋を設置することを検討しているが、このような設置費用は、助成対象の経費として認められますか。

(答)

本助成金では、支給要領（別紙）の事業で認められる経費の中で、建築物の建築費は記載しておらず、「事業で認められる経費」には該当しないものと考えます。

問24 機械装置等購入費が高額なので、月々ローンを組んで支払うこととし、交付決定日から支給申請日までに支出する予定の金額のみを助成対象経費として交付決定することは可能ですか。

(答)

支給対象の事業は、事業実施期間内に納品をすることが、必要となりますので、本件の場合、頭金の支払のみで納品までは確認できない場合には、支給対象事業とは認められず、支給対象外の経費となります。

なお、仮に、納品があった場合でも、支給申請日までに全額支払が完結しなければ、支給対象外の経費となります。

問25 助成金を受給した場合、寄付行為を行うことは可能ですか。

(答)

本助成金は政治資金規正法第22条の3第1項で寄付制限の例外となっているため、寄付を行って差し支えないものと考えます。

問26 原動機付き自転車は、乗用自動車等の範囲に含まれますか。

(答)

自動車検査証の用途欄に「乗用」となっているかで判断して下さい。

なお、原動機付き自転車は、バイク(125CC以下)、軽二輪自動車は、オートバイ(126CC~250CC以下)に分類され、検査証は発行されず乗用自動車等の範囲に含まれませんが、小型自動二輪車は、大型オートバイ(251CC以上)に分類され、検査証上は「乗用」となることにご留意下さい。

また、バイク、オートバイは、自転車に分類され、「通常の事業活動に伴う経費」に該当して、支給対象外となります。

問27 「通常の事業活動に伴う経費」の定義(範囲)について、ご教示願います。

例えば、飲食店における冷蔵庫は対象になりますか。

(答)

「通常の事業活動に伴う経費」とは、当該事業を行う場合、通常は備えておくべき設備や機器を導入する場合はこれに該当します。

ただし、通常の機器より性能の高い機器や、現状の最低限事業を行う上で必要な台数を超えて、さらに機器を追加導入し、作業効率や生産性の向上を図る

場合は、「通常の事業活動に伴う経費」に該当しません。（すなわち支給対象と成り得ることとなります。）

飲食店における冷蔵庫については、容量の大きい冷蔵庫を導入することにより移動時間が短縮され、業務負担軽減が確認されるものであれば、「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」として対象となります。

ただし、次の場合は、労働能率の増進に資するものとは認められません。

- ・ 当該設備・機器等を導入し、今までやっていなかった事業を新たに展開するような場合（単なる事業拡大で、新たな事業が追加されただけであるためだからです。）
- ・ 既存機器の追加導入に関して、最初から新たな人材を追加し、当該機器を追加導入することによって受注数の増加を狙う場合（既存労働者の労働時間の縮減等は図られないためだからです。）